

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社佐藤渡辺（法人番号5010401031200）

業者の住所：東京都港区南麻布1-18-4

1. 指名停止措置期間：令和7年2月6日から令和7年4月5日（2か月）

3. 指名停止措置の範囲：南関東防衛局管轄区域（神奈川県、山梨県及び静岡県）

4. 事実概要：

上記有資格者の石川営業所長は、福島県石川町が発注した複数の公共工事を巡り、入札前に受注予定者などを決める「受注調整」をしていたとして、令和6年10月7日、郡山区検察庁から談合罪で略式起訴された。

5. 指名停止措置理由：

上記のことが、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第8号イ（競売入札妨害又は談合）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

指名停止措置要領付表第2（抜粋）

措置要件	期間
(競売入札妨害又は談合) 8 次のア又はイに掲げる者と締結した工事請負契約等に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはアに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 対象区域内の他の公共機関の職員	2月以上12月以内
イ 対象区域外の他の公共機関の職員	1月以上12月以内